Iwamizawa Chamber of Commerce and Industry

岩見沢商工会議所だより

’22.7

発行所／岩見沢商工会議所
1西1　Tel22-3445　Fax22-3441

【No.485】

岩見沢商工会議所 会員限定 無料法律相談会 ～ささいなことでもお気軽に～

開催日時　令和４年７月25日(月)　13:00～15:00

相談員　弁護士法人PLAZA総合法律事務所　弁護士　馬場　聡

Topics

・令和４年度第１回通常議員総会開催　2ページ
・特定商工業者負担金の同意のお願い　6ページ
・岩見沢商工会議所議員選挙のお知らせ　4ページ
・中小企業のための経営講座　8ページ

30％プレミアム付商品券
2022岩見沢プレミアム商品券！

発行総額13億円！

岩見沢市では長引くコロナ禍及び幅広い物価高騰の影響を受け、地域の厳しい経済状況を支援するため、本年度も「岩見沢プレミアム商品券」を発行します。

商品券概要　プレミアム率30%　発行総額13億円

発行数	10万セット
使用期間	令和４年９月17日～令和５年１月16日
購入限度	１人５セット50,000円
1セット	10,000円 内訳 1,000円券×13枚（地元券7,000円分、全部券6,000円分）
応募期間	令和４年７月26日～令和４年８月８日（ハガキでの申込かWeb申込）
販売期間	令和４年９月11日～令和４年９月16日

30%お得

加盟店も随時募集中！ 登録料・換金手数料は無料

詳しくはホームページにて！　2022 岩見沢プレミアム商品券　検索

令和４年度　第１回通常議員総会を開催

ー令和3年度事業報告・各会計収支決算を承認ー

６月13日に令和４年度第１回通常議員総会を開催しました。

●永年勤続表彰 ～４名が受賞～

開会に先立ち、役員・議員の皆様の永年勤続表彰を行い、北海道商工会議所連合会会頭からの感謝状が授与されました。

北海道商工会議所連合会会頭表彰

《勤続30年》　仁　志　正　樹 様
《勤続20年》　中　塚　　力 様
《勤続20年》　齋　藤　誠　一 様
《勤続15年》　菊　谷　昌　泰 様

●会頭挨拶 ～プレミアム建設券追加、商品券を実施～

「先日、プレミアム建設券の２回目の申込みを締め切りました。２回目の発行数が3,600口のところ10,000口を超える申込みがあり、３分の２の方が残念ながら落選することになります。このことを受け、岩見沢市から4,200口分の予算を追加していただけることになり、今年のプレミアム建設券は追加発行を含めて８億6,250万円発行され、これが市内で循環されることになります。合わせてプレミアム商品券の発行も決まりました。昨年度同様、100,000セット、13億円の発行となります。昨年度は、12億9,893万９千円分の商品券が使用され、うち64.4%が地元企業で使用されました。今年も是非プレミアム商品券を購入していただき、地元企業で使用していただければと思います。長引くコロナ禍と物価高騰等が続く時代に、会員の皆様にいかにサービスを行うことができるかを会議所の使命と考えております。お陰様で新規の会員加入も増えております。会員1,000社を目指し、岩見沢市の活性化に努めてまいります。」

第２回通常議員総会の審議・報告事項は次のとおりです。

なお、各議案とも異議なく可決されました。

■付議事項

議案第１号　令和３年度事業報告（案）について

◆概要

①会員数　962件
②会費負担口数　4,739口
③主催会議等　80回
④他団体出席会議等　24回
⑤各種事業活動
・商工会議所広域連携事業
・岩見沢中心市街地活性化事業
・岩見沢中心商店街除雪事業
・岩見沢プレミアム建設券事業
・岩見沢プレミアム商品券事業
・Go To Eat北海道キャンペーン
・制度改正に伴う専門家派遣等事業
・健康経営推進事業
・デリバリー・テイクアウト作成事業
・微酸性電解水（ピュアスター）配布
・利用者アンケートの実施
・商工会議所Wi-Fi機器本格稼働
・新型コロナウイルス感染症他安心安全対策
⑥意見活動
・最低賃金に関する商工会議所の主張
・岩見沢プレミアム建設券にかかる要望
・空知管内の地域政策に関する要望
・令和４年度税制改正に関する要望
・小規模企業振興対策予算の拡充に関する意見・要望
⑦広告活動
・ホームページアクセス　67,772件
・Ｅメール情報配信　30回　589件（延数）
・地域FM情報配信　247件（延数）
⑧各種検定　371名受験（延数）
⑨経営相談　2,415件（延数）
⑩金融斡旋　20件

議案第２号　令和３年度各会計収支決算（案）について

（単位：円）

	前年度繰越	収　入	支　出	次年度繰越
一般会計	7,669,143	66,165,477	66,153,880	7,680,740
小規模事業特別会計	0	45,600,734	45,600,734	0
会館特別会計	873,979	12,274,208	12,377,094	771,093
退職給与特別会計	31,639,391	1,001,816	4,000,000	28,641,207
会館運営基金特別会計	68,831,150	3,324	0	68,834,474
商工振興基金特別会計	252,912,191	8,007,622	1,820,000	259,099,813

コロナ禍・物価高騰の影響緩和に向けた 岩見沢市・北海道の経済対策

1. 小規模事業者等経営サポート事業（岩見沢市）

・原油価格の高騰により事業に影響を受けている事業者を支援し、事業継続と雇用維持を促進します。

申請締切 8月31日（消印有効）

対象者 ①道路貨物運送業及び道路旅客運送業、②クリーニング業（取次店を除く）、③宿泊業、④浴場業、⑤製造業

支給額 業種等により異なります。詳細はHPでご確認下さい。

https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/sangyo_business/sangyo/shogyo_kogyo/9522.html

申請先・問合先 岩見沢市経済部商工労政課（TEL:0126-23-4111）

2. 2022岩見沢プレミアム商品券（岩見沢市）

・長引くコロナ禍及び幅広い物価高騰の影響を受けた市内経済の活性と市民の生活支援を目的としたプレミアム商品券の発行

発行数 10万セット、１セット１万円（１人５セット５万円まで購入可能）、発行総額13億円（プレミアム率 30%）

申込期間 令和４年７月26日～令和４年８月８日

使用期間 令和４年９月17日～令和５年１月16日

事業者登録申請 随時受付中

問合先 岩見沢プレミアム商品券事業実行委員会（岩見沢商工会議所内　TEL:0126-22-3445）

3. 道内事業者等事業継続緊急支援金支給事業（北海道）【詳細調整中】

・コロナ禍の影響に加え、原材料等の価格高騰の影響を受けている幅広い事業者の事業継続支援のため支援金を支給

対象者 道内の中小・小規模企業、個人事業主

対象要件 ①R３年11月以降のいずれかの月の売上が、H30年11月からR２年３月までの同月比で20%以上減少　②R３年11月以降のいずれかの月に購入した事業活動の主要な原材料等の単価が前年同月の単価よりも増加のいずれにも該当する事業者

支給額 法人 10万円、個人事業主 5万円

4. プレミアム付き食事券「ほっかいどう認証店応援クーポン」（北海道）【詳細調整中】

・外食需要の喚起を目的として、20%のプレミアム付き食事券を発行

内　容 販売価格 4,000円、額面 5,000円

利用店舗 第三者認証店（事業への参加登録が必要）※新たに認証を取得し、第三者認証店となった飲食店も含む

販売場所 道内全域で販売窓口を設置予定（調整中）

販売期間 令和４年８月～令和４年11月30日（予定）

利用期間 販売開始日～令和５年１月31日（予定）

問合先 第三者認証制度コールセンター TEL:0570-783-816（平日9:00～18:00）

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/115296.html

岩見沢プレミアム建設券　第2回・第3回受付分は、申込み多数により抽選!!

～市内の建設業者を応援します～

プレミアム建設券 第３回目の追加発行により発行額が合計8.6億円となりました！

第2回抽選結果

区分	口数	件数
発行予定	3,600口	－
申込	10,009口	883件
当選	3,617口	309件
落選	6,392口	574件

落選者574件6,392口のうち93%は第３回目申込へ

第３回抽選結果

申込み多数により７月５日（火）抽選会を開催しました！
抽選結果は岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会ホームページをご確認ください。

https://www.iwamizawacci.or.jp/kensetuken2022/

販売期間	9月30日（金）まで
有効期間	11月30日（水）まで
換金期間	12月20日（火）まで

問合先 岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会（商工会議所内）TEL 0126-22-3445　FAX 0126-22-3441

第30期岩見沢商工会議所議員選挙

第29期は10月31日までです

～令和４年は岩見沢商工会議所役員・議員の改選期にあたります～

会費の納入はお済みですか？納入されていない方は、選挙権、被選挙権はありません。

１　商工会議所議員とは

商工会議所の最高意思を決定するための議員総会の構成員であって、市内の経済界を代表して商工業者の意思を表明し、反映させる重要な地位を占めています。

また、議員総会において、商工会議所の事業活動に必要な計画及び予算、その他運営等に関する重要事項の審議決定に参加します。

２　議員選出の区分と定数及び任期

議員50名は、次の１号・２号・３号議員に区分されています。

▼１号議員　　31名

会員及び会員以外の特定商工業者が投票により会員のうちから選挙する議員です。

▼２号議員　　14名

会員の所属する部会において、各部会ごとに、部会員の中から選任する議員です。

（２つ以上の部会に所属している会員は、２号議員選任の時は、あらかじめ本人の希望により定められた１つの部会においてのみ、２号議員を選任することができます。）

第29期において各部会が選任した２号議員の定数は次のとおりです

〈参考〉第29期割当数			
	①工業部会　１人	②建設業部会　３人	③商業部会　５人
	④金融交通不動産部会　２人	⑤サービス業部会　３人	

▼３号議員　　５名

１号・２号議員が選任した選考委員によって会員のうちから選任する議員です。

ア　商工会議所に対する貢献度の大きい企業であること。
イ　岩見沢市の代表的企業であること。
ウ　当地域に対する貢献度の大きい企業であること。
} 等の視点から選任されます。

以上のように、それぞれ異なった方法により、会員の中から各号議員は選挙又は選任されますが、議員就任後においては、実質的権限においても、また対外的にも何等の差異はありません。

なお、議員の任期は３年と定められており、第30期は令和４年11月１日から令和７年10月31日までとなります。

３　議員になるための資格

会員(特別会員を除く)は、どなたでも議員に選ばれる資格を持っております。

ただし、選挙人名簿作成日（７月31日）までに会費（令和４年度分）を納入したものでなければ選挙権、被選挙権はありません。

また、会員以外の特定商工業者は、１号議員の選挙権１個を持ちますが、被選挙権はありません。

～7月、8月の会議所行事予定～

商工会議所で予定されている講習会、相談会、検定日程等の行事をお知らせします！（７月８日現在）
なおホームページでは、新情報を随時更新しています。　https://www.iwamizawacci.or.jp/

７月１日㈮	第225回日商珠算検定合格発表	８月１日㈪	第161回日商簿記検定試験
５日㈫	プレミアム建設券第３回抽選日		１級合格発表日
９日㈯	第60回岩見沢地区珠算競技大会	26日㈮	第14回岩見沢商工会議所
25日㈪	会員向け無料法律相談		会頭杯会員親睦ゴルフ大会

４　１号議員の選挙

ア　有権者（投票する人）

１号議員を選ぶ資格のある人は、会員と会員以外の特定商工業者です。この有権者になるためには会費・特定商工業者負担金を選挙人名簿作成日（７月31日）までに納入していなければなりません。投票は、選挙人名簿に登録された会員及び会員以外の特定商工業者が選挙人となり、選挙人は選挙当日投票時間中に自ら投票所に行き、名簿の対照を経て投票します。なお止むを得ない事由があるときは代理投票が可能です。

イ　選挙権個数（投票）

会員の選挙権個数は、会費負担口数で決まります。会費１口につき１個の１号議員の選挙権を有しますが、選挙権の個数は50個を超えることができません。

会員以外の特定商工業者は１個の１号議員の選挙権を有します。

《議員選挙等日程概要（予定）》

年月日	項　目
７月31日（日）	選挙人名簿作成日
８月30日（火）まで	２・３号議員選任終了
９月９日（金） ～15日（木）	１号議員 立候補受付期間
９月21日（水）	１号議員 立候補者確定
９月30日（金）	１号議員選挙日

５　立候補から１号議員になるまで

ア　立候補者

１号議員に立候補しようとする方は、選挙長宛に立候補届を提出します。また、他人を議員の候補者としようとする場合は、本人の承諾を得て、推薦の届出をすることができます。

イ　提出する文書

①議員の候補者が法人の場合
　履歴事項全部証明書及び役員名簿各１通
②議員の候補者が法人でない
　団体の場合
　団体を証する文書及び役員名簿各１通
③議員の候補者が個人の場合
　市町村長の発行する身分証明書（住民票で可）
　及び履歴書各１通

ウ　選挙費用の分担

１号議員の候補者を届出又は推薦の届出をしようとするものに対し、届出のとき選挙費用の一部を分担して頂きます。（第29期の選挙費用分担金は１万円でした）

収受した選挙費用の分担金は、いかなる場合においても返還いたしません。

エ　当選人

有効投票数の最多数を得た人の順により当選人となります。

なお、当選人を定めるにあたり得票数が同じであるときは、選挙委員会において選挙長が「くじ」で決めます。

６　役員議員の会費口数及び特別会費

役員（専務理事及び理事を除く）及び議員の会費口数は10口以上となっています。
また、会費の他に特別会費を納入していただきます。
その他に、「まつり」関係で協賛金３万円以上をお願いしております。

７　役員について

１号から３号までの全議員が選任されてから、新議員による第１回の議員総会において選任されます。

会頭　１人　　副会頭　３人　　専務理事　１人　　常議員　13人　　監事　２人

８　部会長等について

商工会議所運営の母体である５部会の各部会長１人、副部会長５人以内を各部会において互選することになっています。

新入会員紹介　ーご入会ありがとうございますー

（敬称略）

事業所名	代表者	住　所	業　種
㈱トップ・ライン	阿部　尊之	2条東11丁目1番5	運搬事業
まじょりか美容室	小原　政子	4条西3丁目	美容業
焼肉げんき	船木　英子	5条西2丁目1	飲食業
軽食喫茶　ノマド	佐藤　純子	志文町995-52	飲食業

新規会員のご紹介をお待ちしています!!

特定商工業者負担金の同意のお願いについて

◎特定商工業者負担金　1,500 円

商工会議所法では、商工業者法定台帳の作成並びに台帳の作成、管理及び運用に要する経費の負担金等について定められています。

特定商工業者とは、商工会議所の毎事業年度開始の日（４月１日）まで６カ月以上引き続き営業所等を有する商工業者で、

①資本金額または払込出資総額が300万円以上である者

②本商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については５人）以上である者

のいずれかに該当する商工業者の方々です。

商工会議所は法により特定商工業者の台帳の作成・整備を義務付けられています。また、その台帳にかかる経費の１部を特定商工業者負担金としてご負担いただいております。

当商工会議所の事業運営にご理解を賜り、負担金の賦課についてご同意いただけますようお願い申し上げます。

令和４年７月　岩見沢商工会議所

特定商工業者とは（商工会議所法抜すい）

第７条（定義）の２項

この章において、「特定商工業者」とは、商工会議所の地区内において、第26条の場合においては創立総会終了の日、その他の場合においてはその商工会議所の毎事業年度開始の日（以下この項において「基準日」という。）まで６月以上引き続き営業所、事務所、工場又は事業場（以下この条において「営業所等」という。）を有する商工業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

1　基準日におけるその商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、５人）以上（その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、当該人数以上の人数を定め、かつ、公告した場合にあっては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した人数以上）である者

2　基準日における資本金額又は払込済出資総額が300万円以上（その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、300万円以上の金額を定め、かつ、公告した場合にあっては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した金額以上）である者

第10条（法定台帳の作成）

1　商工会議所は、成立の日から１年以内に、特定商工業者について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳（以下「法定台帳」という。）を作成しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があると認めるときは、商工会議所の申請に基いて、前項に規定する期間の延長をすることができる。

3　経済産業大臣は、前項の期間を延長したときは、遅滞なく、当該商工会議所に通知をしなければならない。

4　商工会議所は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

5　商工会議所は、毎事業年度開始の日から６箇月以内に、第１項の規定により作成した法定台帳を、その事業年度における法定台帳とするために、訂正しなければならない。

6　商工会議所は、第１項又は前項の規定により、法定台帳を作成し、又は訂正した後、法定台帳に登録された事項に変更の生じたことを知つたときは、遅滞なく、これを訂正しなければならない。

7　特定商工業者は、第１項の事項のうち政令で定めるものについて変更を生じたときは、すみやかに、その旨を当該商工会議所に届け出なければならない。

8　特定商工業者は、法定台帳の作成又は訂正に関して商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

第11条（法定台帳の運用及び管理）

1　商工会議所は、その事業の適正且つ円滑な実施に資するために、法定台帳を運用しなければならない。

2　商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

3　商工会議所は、法定台帳の作成又は訂正に関して知り得た商工業者の秘密に属する事項を他に漏らし、又は窃用してはならない。

第12条（負担金）

1　商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。

2　商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。

日商ＬＯＢＯ調査（早期景気観測）

【５月調査結果のポイント】

５月の全産業合計の業況DIは、▲20.4（前月比+5.3ポイント）。３年ぶりの行動制限のないゴールデンウィークで人の流れは回復に向かい、外食・宿泊関連のサービス業、百貨店・土産品販売等の小売業で業況が改善した。また、個人消費の回復により、卸売業も業況が改善した。一方で、資源・資材価格の高騰・供給不足の長期化により、製造業は改善するもその動きは鈍く、建設業では業況悪化が継続した。資源・資材価格の高騰スピードは速く、増加したコストに見合う価格転嫁は行えていない。価格転嫁の遅れは引き続き企業の収益回復の足かせとなっているものの、活動回復による個人消費の持ち直しに下支えされ、中小企業の景況感は改善の動きが見られた。

業況DI（前年同月比）の推移

	21年12月	22年1月	2月	3月	4月	5月	先行き見通し 6月～8月
全産業	▲ 15.8	▲ 18.2	▲ 33.9	▲ 32.7	▲ 25.7	▲ 20.4	▲ 23.6
建設	▲ 16.3	▲ 21.5	▲ 22.9	▲ 23.6	▲ 27.0	▲ 31.3	▲ 27.7
製造	▲ 9.3	▲ 6.9	▲ 21.1	▲ 25.0	▲ 17.0	▲ 15.4	▲ 22.2
卸売	▲ 11.6	▲ 18.1	▲ 38.2	▲ 33.3	▲ 28.3	▲ 20.2	▲ 25.3
小売	▲ 30.0	▲ 26.7	▲ 43.8	▲ 40.9	▲ 39.5	▲ 31.8	▲ 35.1
サービス	▲ 12.5	▲ 20.4	▲ 43.2	▲ 39.0	▲ 21.1	▲ 9.3	▲ 12.7

※「先行き見通し」は当月に比べた向こう３カ月の先行き見通しＤＩ

先行き見通しDIは、▲23.6（今月比▲3.2ポイント）需要喚起策や水際対策の緩和等でさらなる活動活発化に期待感がうかがえるも、個人消費の停滞を不安視する声がサービス業や小売業、卸売業を中心に多く聞かれた。また、長期化するロシアのウクライナ侵攻や中国のゼロコロナ政策による資材供給の乱れや、資源・資材価格の高止まりに企業の価格転嫁は追いついておらず、業績悪化が懸念されており、先行きは厳しい見方が続く。産業別にみると、今月の業況ＤＩは前月に比べ製造業、卸売業、小売業、サービス業で改善、建設業で悪化となった。各業種から寄せられた特徴的なコメントは以下のとおり。

【建設業】

「資源価格の上昇、建築資材の高騰が続いている。工事を受注しても、建築機械の納期が遅れ、工事期間が長期化している。赤字受注になりかねないため、受注を足踏みすることもあり、厳しい状況が続く」（一般工事業）

「民間の建築案件が激減しており、競合他社との受注競争が激化している。採算割れ覚悟で受注する事態も起きている」（建築工事業）

【製造業】

「少しずつ消費者の意識が活動的になっており、売上にも結び付いている。コロナ禍で生まれた新しい需要を事業に反映し、今後も売上改善を図っていく」（酒類製造業）

「仕入れコストの増加が著しいが、採算の厳しい製品については、客先に事情を話して販売価格へ反映を行っている」（金属加工機械製造業）

【卸売業】

「ゴールデンウィークでのお出かけが増加したことに加え、５月は天候・気温も安定していたため、春物や夏物を中心にアパレル製品の需要が増えた。昨年と比較しても、堅調に推移しており、今後の消費にも期待する」（婦人服小売業）

「久しぶりに行動制限のないゴールデンウィークで観光客が増加したことで、土産品や飲食関係の売上が増加した」（百貨店）

【小売業】

「水道光熱費の高騰、価格転嫁対策の影響は大きいものの、売上・業況は好転。店舗の計画的なリモデルオープンも奏効した」（百貨店）

「ゴールデンウィークでの帰省や行楽客の増加による好転を見込んでいるが、原油等の資源価格や仕入コスト増による収益悪化を懸念する」（総合スーパー）

【サービス業】

「客足も戻り、売上が増加。業況も改善に向かっている。原油価格の高騰によるコストアップは注視していく必要はあるが、来月以降も好転が継続していく見込みである」（宿泊業）

「コロナ禍も収束の傾向が見受けられ、ゴールデンウィークには客足も伸び、外食産業に良い影響が出てきた」（飲食店）

中小企業のための 経営講座

利益が財務体質を強くする

ポストコロナの時代を迎え、この経営環境の大きな変化を乗り越えていくには、強い財務体質の会社を目指していくことが必要です。

まずは黒字決算を目標にして利益を計上していきましょう。利益を出すことによって貸借対照表を改善し、財務力が強い会社へと変身することができます。　損益計算書の利益が貸借対照表を改善し、財務体質を強くします。

会計が会社を強くするのです。

今回は利益を生み出す経営力を見抜いていくための「損益計算書」の見方のポイントを考えていきます。

１．『売上高（年商）』で会社規模をつかむ

損益計算書（Ｐ／Ｌ）で一番上に表示される「売上高」は、１年間で実現した売上の合計額で、年商と呼びます。年商は会社の経営規模＝スケールを表しています。しかし、年商が大きくても、利益を出していなければ、会社は成長しません。

そこで、利益を見ていくときに、次の４つの利益で会社の実力を分析していくことができます。

２．『売上総利益（粗利）』を確認する

売上総利益（粗利）は商品販売であれば、売上高から売上原価を差し引いた金額です。この段階で会社の規模を捉えていくこともできます。

また、売上に対する売上総利益の比率も出してみましょう。業種によってこの率は異なってきます。扱っている商品力によって大きく違ってきます。全国やその地域の同業種データと比較して、次の戦略を考える足掛かりにしていきましょう。

３．『営業利益』は本業の状態、経営効率を表す

営業利益は、売上総利益から販売費・一般管理費を差し引いた金額です。付加価値が高く優れた商品、サービスを取扱い、販管費をできる限り削減することに努力する結果がこの営業利益に結びついてきます。本業の力、経営の効率性が表れてくる数字です。

４．『経常利益』で本業と財務力を見る

経常利益は、営業利益に所有金融資産の配当などの営業外収益を足し、借入金の利息などの営業外費用を差し引いたものです。

営業利益に財務力を合わせた会社の実力を見ることができます。

５．『当期純利益』は１年間の最終経営成績

経常利益に固定資産売却損益などの特別損益を加減算したのが税引前当期純利益です。それから当期の法人税等を差し引いた金額が、当期純利益になります。

当期純利益が下の図のように貸借対照表の自己資本となり、そこで生み出された資金を有効活用することにより会社の業績を上げ、次の利益を生み出して行くという好循環を生み出していきましょう。

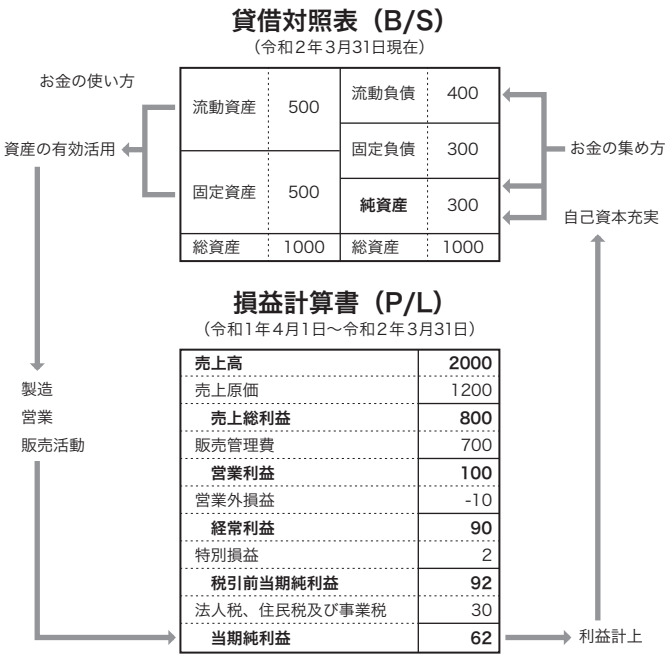

記事協力　税理士法人TACS　代表社員・税理士　木村 聡
岩見沢市５条東２丁目２-17

岩見沢商工会議所　新会員募集中！　ご加入いただける企業をご紹介ください

岩見沢商工会議所は、地域の総合経済団体として、地区内商工業者の声をとりまとめ、国や北海道、岩見沢市等へ要望・提言活動を行っています。
より多くのご意見・ご要望を集約するため、岩見沢商工会議所では、新会員を募集中です。

商工会議所のサービスをご利用ください！

金融相談　税務・経理指導　会員交流会
労務相談　共済制度　講習会・セミナー

など、いろいろあります！